



平成 27 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルク  
代 表 者 名 代表取締役社長 大島 孝之  
(コード番号 9974 東証第一部)  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 上田 英雄  
(TEL. 049-287-0111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 45 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 5 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 28 日

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった<u>もの</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった<u>もの</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、<u>当該契約</u>に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった<u>者</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>